

涌谷町災害援護資金貸付について

東日本大震災により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、生計を立て直すための資金として一定の所得要件を満たした者に災害援護資金の貸付を行います。

1. 対象となる世帯および貸付限度額

(1) 対象者 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

(2) 1世帯当たりの貸付限度額

貸付の基準		貸付限度額
①	療養に要する期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷	150万円
②	①の世帯主の負傷に加え ア) 家財の被害金額がその家財の価格の3分の1以上	250万円
	イ) 住居の半壊	270万円 (特別の事情の場合は350万円)
	ウ) 住居の全壊	350万円
③	世帯主の負傷がなく ア) 家財の被害金額がその家財の価格の3分の1以上	150万円
	イ) 住居の半壊	170万円 (特別の事情の場合は250万円)
	ウ) 住居の全壊	250万円

(3) 世帯の平成21年分の総所得額が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居全体が滅失・流出した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円
総所得額※	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

※総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

2. 貸付条件

(1) 利率 年1.5パーセント (連帯保証人を立てれば無利子)

(2) 据置期間 6年 (特別の事情がある場合は8年を選択可 ※)

(3) 償還期間 13年 (据置期間を含む)

(4) 償還方法 年賦または半年賦

(5) 連帯保証人 1名 (連帯保証人を立てなくともよい)

※連帯保証人の条件

①能力者であること

②弁済の資力を要すること

③原則として涌谷町内に居住している人

④借入申込人と同一世帯ではないこと

⑤連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借受申込人でないこと

⑥連帯保証人が複数の借入申込人の連帯保証人でないこと

(6) 申込期限 平成30年3月31日まで

※特別な事情とは、被災により世帯主の方が死亡した場合や住居が全壊した場合と市町村民税非課税世帯の場合などが該当します。

3. 申込みと提出書類

(1) 申込人 被害を受けた世帯の世帯主（生計維持者）

(2) 必要書類 以下の表のうち○は必ず、△は状況により必要な書類です。

申込に必要な書類	申込人	連帯保証人
①災害援護資金借入申込書	○	
②住民票の写し※被災の日の後涌谷町外に転出している場合に必要	△ (世帯全員分)	△ (本人のもの)
③平成 22 年度所得課税証明書（21 年分）※平成 22 年 1 月 1 日現在涌谷町外に住居登録していた場合に必要	△ (世帯全員分)	
④平成 23 年度所得課税証明書（22 年分）※平成 23 年 1 月 1 日現在涌谷町外に住居登録していた場合に必要		△ (本人のもの)
⑤診断書※世帯主に 1 ヶ月以上の負傷がある場合に必要	△	
⑥罹災証明書 ※住居に半壊以上の被害がある場合に必要	△	
⑦被災証明書 ※家財や自動車に被害がある場合に必要	△	
⑧保護証明書 ※生活保護受給世帯の場合に必要	△	
⑨家財被害が 3 分の 1 以上の方は下記のうち家財被害が確認できる書類を提出 ・被災した家財の写真 ・家財を購入した際の領収書または保証書 ・被災した自動車の廃車証明書 ・その他家財の損害が確認できる書類	△	

4. 注意事項

(1) 審査について

受付後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は再度書類の提出等をお願いする場合があります。

(2) 貸付の決定について

審査の結果、貸付が決定した場合は「貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は、「貸付不承認通知書」をお送りします。

(3) 借用書等の提出について

貸付の決定を行った方には、あらかじめ窓口までお越しいただき、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については「貸付決定通知書」にてご連絡いたします。

①借用書（所定のもの）

②預金口座振替依頼書及び通帳の写し（貸付金振込口座となるもの）

③印鑑証明書（借受人のもの）

④印鑑証明書（連帯保証人のもの）※連帯保証人を付けない場合は不要

(4) 貸付金の振込について

貸付金の振込は、借用書等が提出されてからご連絡いたします。（2～3週間となる見込みです。）

問い合わせ及び申請先

役場町民税務課総合窓口班 43-2113